

高知大学エルダープロフェッサーセンター運営委員会規則

平成 17 年 3 月 23 日
規則 第 448 号

最終改正 令和 4 年 3 月 28 日規則第 101 号

(設置)

第 1 条 高知大学（以下「本学」という。）に、高知大学エルダープロフェッサーセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この規則において「エルダープロフェッサー」とは、高知大学を退職した専任教員で構成するボランティア組織「高知大学エルダープロフェッサーセンター」に登録した者をいう。

(目的)

第 3 条 運営委員会は、本学のエルダープロフェッサーの活動及び具体的事項に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) エルダープロフェッサーによる教育・研究・地域連携等に関すること。
- (2) エルダープロフェッサーの登録に関すること。
- (3) その他エルダープロフェッサーに関すること。

(組織)

第 4 条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（総務・企画・危機管理担当）又は学長特別補佐
- (2) 理事（教育担当）又は学長特別補佐
- (3) 理事（研究・医療・評価・IR担当）又は学長特別補佐
- (4) 学部長又は副学部長
- (5) 学務部長
- (6) その他委員長が必要と認めた者

(委員長)

第 5 条 運営委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。

第7条 委員長が必要と認めたときは、運営委員会の承認を得て、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 運営委員会に関する事務は、学務部学務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月1日規則第545号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第116号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規則第118号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日規則第86号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日規則第100号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日規則第101号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。